

## 空き家等対策推進事業補助の見直し（案）について

### 1 要旨

平成30年度から実施している空き家等対策推進補助事業について、3年を経過しており、利用状況等を鑑み所要の見直しを行う。

また、併せて、空き家所有者等からの要望が強かった家財処分補助を新たに実施する。

なお、これまで国からの補助対象は、危険家屋除却補助のみとなっていたが、国への要望により新たに4つの補助をこれに加える。

### 2 主な変更点

別紙 空き家等対策推進事業補助の見直しについて に記載のとおり

- (1) 空き家家財等処分補助の新設
- (2) 補助要件の厳格化  
居住又はバンク登録する者に限定（相続登記補助・家財処分補助）  
居住又は利活用する者に限定（購入補助）
- (3) 補助対象の見直し  
登録免許税を除く経費に限定（相続登記補助）
- (4) 補助率の見直し  
10/10から1/2に変更（相続登記補助・DIY用具材料購入）  
3/10から1/2に変更（危険家屋除却補助）
- (5) 上限額の見直し  
10万円から5万円に変更（相続登記補助）  
30万円から50万円に変更（危険家屋除却補助）
- (6) 国庫補助金の利用  
国の空き家総合支援事業補助で、移住者等の定住による地域の活性化に資すると判断されるものは、補助対象として申請  
（相続登記補助・家財処分補助・購入補助・修繕補助）

### 3 実施時期

江田島市空家等対策協議会にも諮り、令和4年度から実施予定